



羽の情報便

平成二十二年度税制改正

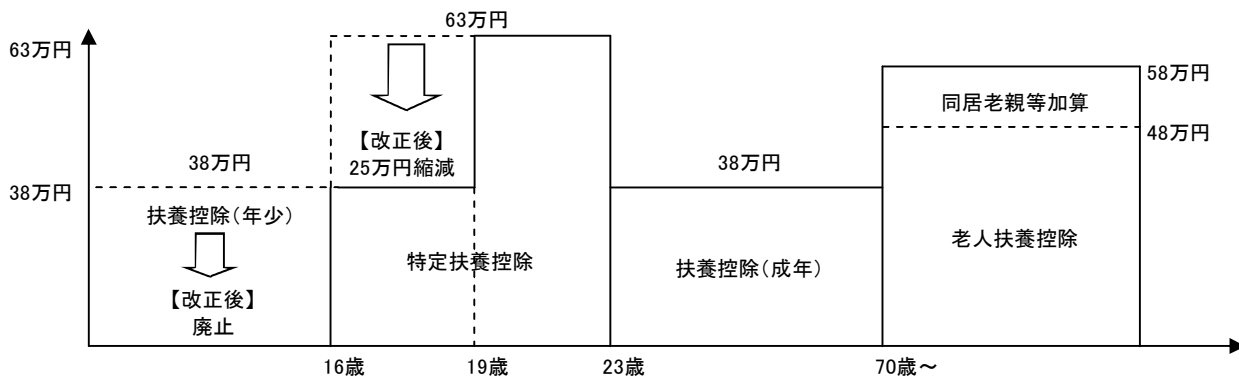
今回は、平成22年度税制改正について解説します。来年度(23年度)から順次適用されます。

■扶養控除の見直し

①「所得控除から手当へ」等の観点から、子ども手当の創設とあいまって、年少扶養親族(～15歳)に対する扶養控除(38万円)が廃止されます。

②高校の実質無償化に伴い、16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(25万円)が廃止されます。

* 所得税は平成23年分から、住民税は平成24年度分からの適用となります。



* 個人住民税についても同様の措置が講じられています。

- 扶養控除(年少): 33万円⇒廃止
- 特定扶養控除(16～18歳): 45万円⇒33万円

■生命保険料控除の改組

生命保険料控除を改組し、各保険料控除の合計適用限度額を現行の10万円から12万円に引き上げられます。

①平成24年1月1日以降に締結した保険契約等(新契約)に係る生命保険料控除
新たに介護医療保険料控除を設け、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除のそれぞれの適用限度額を4万円とします。

②平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)に係る生命保険料控除
以前と同様の一般生命保険料控除、個人年金保険料控除(それぞれの適用限度額5万円)を適用します。



当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務! <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中!
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。
■まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>) ■melma! (<http://melma.com/>)

お客様からのQ & A



「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」というものがあって、電子メールなどや電子データを利用して契約にも法的有効性が認められていて、電子データのやりとりによる契約については、印紙税面での不課税文書とされています。印紙税の課税対象は「紙文書」に限定され、今回のような電子契約書には印紙税の課税義務がありませんので、印紙も貼る必要（物理的に貼れませんが・・・）はありません。

請負による契約書を電子データで取り交わしました。印紙はどのように貼れば良いのでしょうか？

税金まめ知識（第41回）会社の決算月

皆様の会社は、何月が決算月ですか？ なぜ、その月が決算月なのですか？

実は損をしている場合もあるのです。3月決算の会社は多いですね。しかし、1年は12か月あります。単純に考えれば、12分の1なので、3月決算の会社は約8%になります。只、実際には全体の約20%が3月決算になっています。なぜでしょうか？ 答えは「なんとなく」とか「3月が多いから」というケースがほとんどです。

しかし、決算月によりお金の効率が変わります。だから、売上（利益）が最も上がる月を期首にするべきなのです。その理由は以下の通りです。

- ①期首に上がった利益は節税にかける時間の余裕が1年あります。
- ②期首に上がった利益は1年間かけて事業に投資できます。
⇒税引き前の利益を事業投資できます。
⇒節税にもあります。
- ③期首に上がった利益で購入した固定資産の減価償却費は1年分を計上できます。
- ④期首に予想よりも利益が上がりました。
⇒1年間かけて経費削減し、赤字を回避することができます。

逆に、利益が上がる月を期末にするとどうでしょうか。

- ①期末まで上がった利益は節税をする時間的余裕がありません。
- ②期末で上がった利益はそのまま税金を取られる可能性が高くなります。
⇒税引き後の利益しか事業投資できません。
- ③期末で上がった利益で購入した固定資産の減価償却費は1ヶ月分しか計上できません。
- ④期末に予想よりも利益が上がりました。
⇒赤字決算を回避するのが大変となります。



利益を効率的に事業投資していくことが、企業が存続する秘訣です。一番、効率のいい事業投資ができる月を決算月にしましょう。

11月の税務カレンダー

都道府県の条例で定める日
個人事業税の納付（第二期分）



11月10日（水）
所得税の予定納税額の減額申請

11月15日（月）
10月分源泉食税・住民税の特別徴収額の納付



11月30日（火）

9月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞

3月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞



毎月の電気代でコスト削減 ～月々の電気代を最大40%コストカット！～



毎月お使い頂いている電気の使用量・使用時間・方法等を適切な使用の契約に見直すサービスです。
電力会社への複雑な申請作業は、弊社が全て代行しますのでご安心ください。

成功事例30： **板金工場**（年間 38.6%の削減）

合理化前		合理化後	
年間の電気料	224,414円／年	年間の電気料	137,790円／年

年間の電気料金削減金額 1年間で **86,624円** 10年間で **866,240円**

とにかく電気代削減診断（無料）だけでも弊社にお任せください。
その後、契約変更するか否かは、お客様のご判断です。



ちよっとコーヒーブレイク！ 知ってるようで知らないお話。

雑学王のつぶやき (15)

似ているけれど・・・違いは何？



■ 「捜す」と「探す」

「捜す」は、実在するけど見失ったものを捜す時に、「探す」は、実在するかどうかわからないものを探す時に使われます。

■ 「規定」と「規程」

「規定」は、きまりとして定められ勝手に破ってはいけない約束ごと、「規程」は使用・利用に際しての基準となる手本的なきまりを表します。

■ 「趣旨」と「主旨」

「趣旨」は、物事を行うにあたっての、もとにある考えや主なねらいを表し、「主旨」は、考え・文章・話などの、中心となる事柄を指します。

■ 「薦める」と「勧める」

「薦める」は、物であったり人であったり方法などに“これがいい”、“この人がいい”と「推薦」するときに使われます。「勧める」は、何かをするようにはたらきかけることで、「勧誘」のニュアンスがあります。



今月のコラム

今年も早いものでもう十一月になってしまいました。年初に分厚かった壁掛けのカレンダーも残り一枚になって寂しげです。ついこの前、お正月の御節料理を食べた記憶があるのですが、「もういくつ寝るとクリスマス（お正月）」の季節がやって来てしまいました。今年も無事（？）歳を重ねましたがこの一年、個人的には成長できたんでしょうか？と不安になる今日この頃です。

今年は、なんといっても景気低迷・デフレの厳しい一年でした。来年は日本人にとって幸せな年になるのでしょうか？と評論家のようなことを書いてしまいましたが、最近 は、一般庶民にとっても景気回復が大きな関心事になっています。

こんな時に元氣よく伸びているのは、墨田区に建設中の東京スカイツリーくらいでしょうか？ たまに車窓から見えるのですが、日に日に大きく成長していく勇姿をみて元氣づけられています。完成すると世界一の高さのタワー（六三四メートル）になるそうで、現在、約五百メートルまで成長しています。詳しく測っていませんが、おそらく私の身長は歳とともに縮んでいます。（きつと）



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票貼付サービス料金

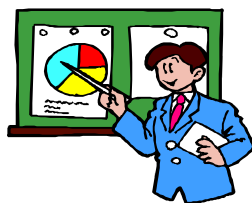
月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp



過ごしやすい季節になりました。
元氣にがんばりましょう。

